

# THECOO 株式会社

## 定款

平成25年11月20日	作成
平成26年3月7日	改正
平成27年5月29日	改正
平成27年8月18日	改正
平成27年11月9日	改正
平成28年2月17日	改正
平成28年7月25日	改正
平成30年3月19日	改正
平成30年4月12日	改正
平成30年11月1日	改正
平成31年3月4日	改正
令和元年5月1日	改正
令和2年4月16日	改正
令和2年9月25日	改正
令和2年10月27日	改正
令和3年4月1日	改正
令和3年8月16日	改正
令和4年3月29日	改正
令和6年3月26日	改正
令和7年3月26日	改正

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当会社は、THECOO 株式会社と称し、英文では THECOO Inc. と表示する。

#### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. マーケティング及びコンサルティング業務
2. 業務委託の紹介等のクラウドソーシング業務
3. マーケティングシステムの開発及び販売
4. データマネジメントプラットフォーム事業
5. 広告代理業
6. デジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営及び配信
7. 前払式支払手段の発行
8. 各種グッズの企画、開発、販売（通信販売を含む）及び輸出入
9. 各種イベントの企画及び運営
10. タレント、モデル、作家、アーチスト、演出家、文化人の育成及びマネジメント業務
11. 古物売買業
12. レンタルスタジオ及びレンタルスペースの企画、賃貸、管理及び運営事業
13. レコード原盤、ビデオ、映像の製作及び販売並びに音楽に関する著作権及び出版権の管理
14. 前各号に附帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### (機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、728万5420株とする。

### (自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役 CEO がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役 CEO 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 CEO が招集し、議長となる。

- ② 取締役 CEO に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する

ことができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当及び除斥期間)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

② 前項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

当会社の現行定款に相違ありません。

2025年3月26日

THECOO 株式会社  
代表取締役 平良 真人

代表印